

## 民間活力をいかした高松市中央公園再整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「民間活力をいかした中央公園再整備方針（令和4年12月）」に基づく公園施設の具体的な再整備の内容及び管理運営手法等について、広く市民等から意見を聴取するため、民間活力をいかした高松市中央公園再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 委員会から意見を聴取する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高松市中央公園の再整備に関すること。
- (2) 高松市中央公園の管理運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人（公募委員含む）以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 高松市中央公園管理等の関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備局公園緑地課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。